

令和3事務年度 所得税及び消費税調査等の状況

令和4年12月

福岡国税局

I 調査等の状況

- 1 所得税の調査等の状況
- 2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

II トピックス（主な取組）

- 1 富裕層に対する調査状況
- 2 海外投資等を行っている個人に対する調査状況
- 3 インターネット取引を行っている個人に対する調査状況
- 4 無申告者に対する調査状況
- 5 消費税の輸出物品販売場制度の悪用事案に対する調査状況

III 参考計表

- 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位10業種

I 調査等の状況

1 所得税の調査等の状況

○ 実地調査の件数は、回復傾向にあるが、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として低水準、一方、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を優先して調査した結果、追徴税額の総額は、新型コロナウイルス感染症影響前の水準に戻りつつある状況

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 実地調査の件数は、特別調査・一般調査が 1,406 件（前事務年度 735 件）、着眼調査が 263 件（同 188 件）であり、合計 1,669 件（同 923 件）、このほか、簡易な接触の件数は 28,529 件（同 24,032 件）となっています。
- これらの調査等の合計件数は 30,198 件（同 24,955 件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は 18,256 件（同 15,546 件）となっています。

(2) 申告漏れ所得（調査等の対象となった全ての年分の合計）金額の状況

- 実地調査による申告漏れ所得金額は、177 億 2 百万円（同 93 億 5 千 1 百万円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは 166 億 9 千 9 百万円（同 86 億 7 千 9 百万円）、着眼調査によるものは 10 億 3 百万円（同 6 億 7 千 2 百万円）となっています。
- また、簡易な接触による申告漏れ所得金額は 168 億 3 千万円（同 213 億 2 千 2 百万円）となっており、調査等合計では 345 億 3 千 2 百万円（同 306 億 7 千 3 百万円）となっています。

(3) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 実地調査の特別調査・一般調査による追徴税額は 33 億 3 千 3 百万円（同 19 億 8 百万円）、着眼調査によるものは 6 千 9 百万円（同 7 千万円）となっています。なお、実地調査による追徴税額の総額は、34 億 2 百万円（同 19 億 7 千 8 百万円）であり、前事務年度に比べ 1.7 倍と大幅に増加しています。
- また、簡易な接触による追徴税額は 10 億 2 千 3 百万円（同 16 億 9 千 8 百万円）となっており、調査等合計では 44 億 2 千 5 百万円（同 36 億 7 千 6 百万円）となっています。

（参考）

- 1 実地調査（特別調査・一般調査）とは、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を対象に深度ある調査を行うもので、特に、特別調査は、多額な脱漏が見込まれる個人を対象に、相当の日数（1 件当たり 10 日以上を目安）を確保して実施しているものです。
- 2 実地調査（着眼調査）とは、資料情報や申告内容の分析の結果、申告漏れ等が見込まれる個人を対象に実地に臨場して短期間で行う調査です。
- 3 簡易な接触とは、原則、納税者宅等に臨場することなく、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接を行い、申告内容を是正するものです。

○ 所得税の調査等の状況

区 分	実地調査								簡易な接触		調査等合計	
	特別・一般	対前年比		着眼	対前年比		計	対前年比		調査等合計	対前年比	
1	調査等件数	735		188		923		24,032		24,955		
		1,406	191.3%	263	139.9%	1,669	180.8%	28,529	118.7%	30,198	121.0%	
2	申告漏れ等の非違件数	676		150		826		14,720		15,546		
		1,231	182.1%	211	140.7%	1,442	174.6%	16,814	114.2%	18,256	117.4%	
3	申告漏れ所得金額	8,679		672		9,351		21,322		30,673		
		16,699	192.4%	1,003	149.3%	17,702	189.3%	16,830	78.9%	34,532	112.6%	
4	追徴税額	本 税	1,553		61		1,614		1,688		3,302	
			2,759	177.6%	60	99.1%	2,819	174.7%	1,013	60.0%	3,832	116.1%
5			加算税	355		10		365		10		375
		575	161.9%	9	93.2%	584	160.1%	10	100.2%	594	158.5%	
6		計	1,908		70		1,978		1,698		3,676	
			3,333	174.7%	69	98.3%	3,402	172.0%	1,023	60.2%	4,425	120.4%
7	一件当たり	申告漏れ所得金額	11,808		3,573		10,131		887		1,229	
			11,877	100.6%	3,813	106.7%	10,606	104.7%	590	66.5%	1,144	93.0%
8			追徴税額	本 税	2,113		323		1,748		70	
	1,962	92.9%			229	70.9%	1,689	96.6%	35	50.5%	127	95.9%
9	加算税	483				51		395		0		15
		409	84.6%	34	66.6%	350	88.5%	0.4	84.4%	20	130.9%	
10		計	2,596		374		2,143		71		147	
			2,371	91.3%	263	70.3%	2,039	95.1%	36	50.7%	147	99.5%

(注) 1 令和3年7月から令和4年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。

2 上段は、前事務年度の計数である。

3 「簡易な接触」の件数には、更正の請求等に基づく減額更正や添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。

4 追徴税額（本税）には、復興特別所得税額を含む。

5 実地調査の件数は、所得税と消費税の実地調査件数である。

(参考) 譲渡所得の調査等の状況

- 所得税のうち譲渡所得に係る調査等の件数が、769件（前事務年度622件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数が、667件（同487件）となっています。申告漏れ所得金額（調査等の対象となった全ての年分の合計）は、51億5千7百万円（同86億9千7百万円）となっています。

○ 譲渡所得の調査等の状況

項目	事務年度等	2事務年度	3事務年度	対前年比
①		件	件	%
調査等件数		622	769	123.6
	土地建物等	604	687	113.7
	株式等	18	82	455.6
②		件	件	%
申告漏れ等の非違件数		487	667	137.0
	土地建物等	469	590	125.8
	株式等	18	77	427.8
③		%	%	ポイント
非違割合 (② / ①)		78.3	86.7	8.4
	土地建物等	77.6	85.9	8.2
	株式等	100.0	93.9	▲ 6.1
④		百万円	百万円	%
申告漏れ所得金額		8,697	5,157	59.3
	土地建物等	8,591	4,889	56.9
	株式等	106	267	253.2
⑤		千円	千円	%
1件当たり申告漏れ所得金額 (④ / ①)		13,982	6,706	48.0
	土地建物等	14,224	7,117	50.0
	株式等	5,867	3,261	55.6

(注) 1 土地建物等は、土地建物（分離譲渡所得）及び金地金等（総合譲渡所得）である。

2 土地建物等は、課税年分ごとに1件としている。

2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

- 実地調査の件数は、回復傾向にあるが、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として低水準、一方、無申告等の調査を重点的に実施したほか、輸出品販売場制度の悪用事案に対する調査に新たに取り組み、追徴税額の総額は、新型コロナウイルス感染症影響前の水準に近接

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 実地調査の件数は、特別調査・一般調査が 1,050 件（前事務年度 538 件）、着眼調査が 157 件（同 114 件）であり、合計 1,207 件（同 652 件）、このほか、簡易な接触の件数は 4,999 件（同 6,904 件）となっています。
- これらの調査等の合計件数は 6,206 件（同 7,556 件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は 3,911 件（同 3,711 件）となっています。

(2) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 実地調査の特別調査・一般調査によるものは 13 億 8 千 8 百万円（同 7 億 4 千 4 百万円）、着眼調査によるものは 4 千 6 百万円（同 4 千 3 百万円）となっています。
なお、実地調査による追徴税額の総額は、14 億 3 千 3 百万円（同 7 億 8 千 7 百万円）であり、前事務年度に比べ 1.8 倍と大幅に増加しています。
- また、簡易な接触による追徴税額は 5 億 8 千 6 百万円（同 5 億 4 千 2 百万円）となっており、調査等合計では 20 億 1 千 9 百万円（同 13 億 2 千 9 百万円）となっています。

○ 消費税（個人事業者）の調査等の状況

項目	区分	実地調査						簡易な接触		調査等合計		
		特別・一般	対前年比	着眼	対前年比	計	対前年比	対前年比	対前年比			
1	調査等件数	538		114		652		6,904		7,556		
	件	1,050	195.2%	157	137.7%	1,207	185.1%	4,999	72.4%	6,206	82.1%	
2	申告漏れ等の非違件数	473		106		579		3,132		3,711		
	件	899	190.1%	131	123.6%	1,030	177.9%	2,881	92.0%	3,911	105.4%	
3	追徴税額	本税	608		35		643		531		1,174	
		百万円	1,150	189.0%	36	103.3%	1,186	184.3%	571	107.5%	1,757	149.6%
4		加算税	136		8		144		11		155	
	百万円	238	174.7%	9	121.1%	248	171.8%	15	138.0%	262	169.5%	
5	計	744		43		787		542		1,329		
	百万円	1,388	186.4%	46	106.4%	1,433	182.1%	586	108.1%	2,019	151.9%	
6	一件当たり追徴税額	本税	1,130		310		987		77		155	
		千円	1,095	96.9%	232	75.0%	983	99.6%	114	148.5%	283	182.2%
7		加算税	253		67		221		2		20	
	千円	227	89.5%	59	87.9%	205	92.8%	3	190.6%	42	206.4%	
8	計	1,384		377		1,208		78		176		
	千円	1,322	95.5%	291	77.3%	1,188	98.3%	117	149.3%	325	185.0%	

- (注) 1 令和3年7月から令和4年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。
2 上段は、前事務年度の計数である。
3 「簡易な接触」の件数には、更正の請求等に基づく減額更正や添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。
4 消費税の追徴税額には、地方消費税（譲渡割額）を含む。

Ⅱ トピックス（主な取組）

1 富裕層に対する調査状況

～ 1件当たり申告漏れ所得金額は 2,308 万円で過去最高～

- 有価証券・不動産等の大口所有者、経常的な所得が特に高額な個人、海外投資等を積極的に行っている個人など、「富裕層」に対して、資産運用の多様化・国際化が進んでいることを念頭に積極的に調査を実施しています。
 - 令和3事務年度においては、57件（前事務年度 50件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
 - 1件当たりの申告漏れ所得金額は、過去最高の2,308万円（同1,145万円）となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の1,188万円（同1,181万円）に比べ1.9倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は13億1千5百万円（同5億7千3百万円）に上ります。
 - 1件当たりの追徴税額は332万円（同293万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の237万円（同260万円）に比べ1.4倍となっています。また、追徴税額の総額は1億8千9百万円（同1億4千7百万円）に上ります。
 - 特に、海外投資等を行っている「富裕層」に対しては、1件当たりの追徴税額は813万円（同755万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の237万円に比べ3.4倍と高額となっています。

○ 富裕層に対する調査の状況

項目	事務年度等		2事務年度	3事務年度	対前年比	3事務年度 実地調査 (特別・一般)全体
		件				
調査件数	件		50	57	114.0%	1,406
申告漏れ等の 非違件数	件		44	47	106.8%	1,231
申告漏れ 所得金額	百万円		573	1,315	229.5%	16,699
追徴税額	百万円		147	189	128.6%	3,333
一件当たり	申告漏れ 所得金額	万円	1,145	2,308	201.6%	1,188
	追徴税額	万円	293	332	113.3%	237

○ 海外投資等をした「富裕層」に対する調査の状況

項目	事務年度等		2事務年度	3事務年度	対前年比	3事務年度 実地調査 (特別・一般)全体
		件				
調査件数	件		5	13	260.0%	1,406
申告漏れ等の 非違件数	件		5	11	220.0%	1,231
申告漏れ 所得金額	百万円		115	231	200.9%	16,699
追徴税額	百万円		38	106	278.9%	3,333
一件当たり	申告漏れ 所得金額	万円	2,297	1,775	77.3%	1,188
	追徴税額	万円	755	813	107.7%	237

2 海外投資等を行っている個人に対する調査状況

～申告漏れ所得金額・追徴税額については、総額及び1件当たりともに過去最高～

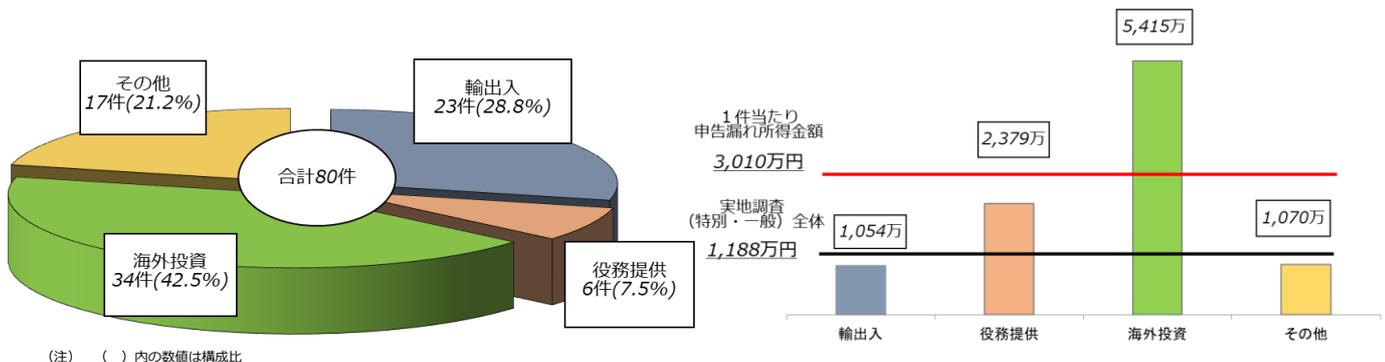
- 経済社会の国際化に適切に対応していくため、有効な資料情報の収集に努めるとともに、海外投資を行っている個人や海外資産を保有している個人などに対して、国外送金等調書、国外財産調書、租税条約等に基づく情報交換制度のほか、CRS情報（共通報告基準に基づく非居住者金融口座情報）などを効果的に活用し、積極的に調査を実施しています。
 - 令和3事務年度においては、80件（前事務年度44件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
 - 1件当たりの申告漏れ所得金額は、過去最高の3,010万円（同1,945万円）となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の1,188万円（同1,181万円）と比べ2.5倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は24億8百万円（同8億5千6百万円）に上ります。
 - 1件当たりの追徴税額は過去最高の1,181万円（同616万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の237万円（同260万円）と比べ5.0倍となっています。また、追徴税額の総額は9億4千4百万円（同2億7千1百万円）に上ります。

○ 海外投資等を行っている個人に対する調査の状況

項目	事務年度等			3事務年度 実地調査 (特別・一般)全体	
	2事務年度	3事務年度	対前年比		
調査件数	件	44	80	181.8%	1,406
申告漏れ等の非違件数	件	41	70	170.7%	1,231
申告漏れ所得金額	百万円	856	2,408	281.3%	16,699
追徴税額	百万円	271	944	348.3%	3,333
一件当たり申告漏れ所得金額	万円	1,945	3,010	154.8%	1,188
一件当たり追徴税額	万円	616	1,181	191.7%	237

○ 取引区分別の調査状況

【1件当たりの申告漏れ所得金額】



(注) ()内の数値は構成比

- 1 「輸出入」: 事業に係る売上及び原価に係る取引で、海外の輸出(入)業者との契約による取引をいう。
- 2 「役務提供」: 工事請負、プログラム設計など海外において行う、労力、技術等の第三者に対するサービスの提供をいう。
- 3 「海外投資」: 海外の不動産、証券などに対する投資(預貯金等の海外での蓄財を含む。)をいう。
- 4 「その他」: 海外で支払を受ける給与など、1～3に該当しない取引等をいう。

3 インターネット取引を行っている個人に対する調査状況

～暗号資産等取引を行っている個人に対する調査に係る1件当たりの追徴税額は過去最高～

- インターネット上のプラットフォームを介して行うシェアリングエコノミー等新分野の経済活動（注）に係る取引や暗号資産（仮想通貨）等の金融資産の取引を行っている個人に対しては、資料情報の収集・分析に努め、積極的に調査を実施しています。

<シェアリングエコノミー等新分野の経済活動に係る取引を行っている個人に対する調査状況>

- 令和3事務年度においては、49件（前事務年度18件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、1,686万円（同1,820万円）となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は8億2千6百万円（同3億2千8百万円）に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は357万円（同708万円）となっています。また、追徴税額の総額は1億7千5百万円（同1億2千7百万円）に上ります。

（注） シェアリングエコノミー等新分野の経済活動とは、シェアリングビジネス・サービス、ネット広告（アフィリエイト等）、デジタルコンテンツ、ネット通販、ネットオークションその他新たな経済活動を総称した経済活動のことをいいます。

なお、令和2事務年度においては、この経済活動に暗号資産（仮想通貨）等取引を含めて集計していましたが、令和3事務年度においては、これを区別して集計しています。

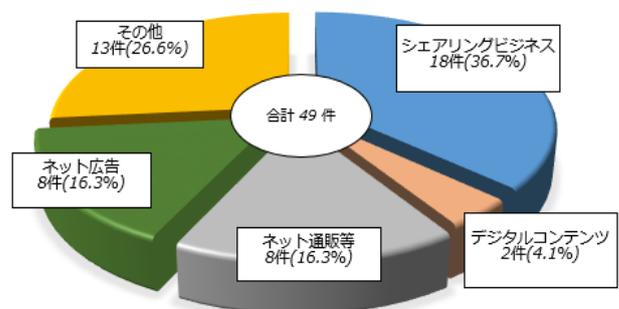
<暗号資産（仮想通貨）等取引を行っている個人に対する調査状況>

- 令和3事務年度においては、21件（前事務年度19件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、8,017万円（同1,866万円）となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は16億8千3百万円（同3億5千4百万円）に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は3,608万円（同441万円）となっています。また、追徴税額の総額は7億5千8百万円（同8千4百万円）に上ります。

○ シェアリングエコノミー等新分野の経済活動に係る取引（調査状況）

項目	事務年度等			3事務年度 実地調査 (特別・一般)全体
	2事務年度	3事務年度	対前年比	
調査件数	18	49	272.2%	1,406
申告漏れ等の 非違件数	15	45	300.0%	1,231
申告漏れ 所得金額	328	826	251.8%	16,699
追徴税額	127	175	137.8%	3,333
一件当たり 申告漏れ 所得金額	1,820	1,686	92.6%	1,188
一件当たり 追徴税額	708	357	50.4%	237

【取引区分別の調査状況】



（注）（ ）内の数値は構成比

（参考）：主な取引例

- 1 シェアリングビジネス・・・民泊、カーシェアリング、クラウドソーシングなど
- 2 デジタルコンテンツ・・・アプリ作成・配信、有料メルマガなど
- 3 ネット通販・・・ネット通販、ネットオークション、ドロップシッピングなど
- 4 ネット広告・・・アフィリエイトなど
- 5 その他・・・1～4に該当しない経済活動に該当する取引

○ 暗号資産（仮想通貨）等取引（調査状況）

項目	事務年度等			3事務年度 実地調査 (特別・一般)全体
	2事務年度	3事務年度	対前年比	
調査件数	19	21	110.5%	1,406
申告漏れ等の 非違件数	18	20	111.1%	1,231
申告漏れ 所得金額	354	1,683	475.4%	16,699
追徴税額	84	758	902.4%	3,333
一件当たり 申告漏れ 所得金額	1,866	8,017	429.6%	1,188
一件当たり 追徴税額	441	3,608	818.1%	237

4 無申告者に対する調査状況

～所得税及び消費税ともに1件当たりの追徴税額は、実地調査（特別・一般）全体に比べ高水準～

- 無申告は、申告納税制度の下で自発的に適正な納税をしている納税者に強い不公平感をもたらすこととなるため、的確かつ厳格に対応していく必要があります。こうした無申告者に対しては、更なる資料情報の収集及び活用を図るなどして、実地調査のみならず、簡易な接触も活用し積極的に調査を実施しています。

<所得税無申告者に対する調査状況>

- 令和3事務年度においては、133件（前事務年度83件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、2,188万円（同2,922万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の1,188万円（同1,181万円）に比べ1.8倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は29億1千万円（同24億2千5百万円）に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は289万円（同650万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の237万円（同260万円）の1.2倍となっています。また、追徴税額の総額は3億8千4百万円（同5億3千9百万円）に上ります。

<消費税無申告者に対する調査状況>

- 令和3事務年度においては、344件（同204件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの追徴税額は251万円（同263万円）で、消費税の実地調査（特別・一般）全体の132万円（同138万円）の1.9倍となっています。また、追徴税額の総額は8億6千2百万円（同5億3千7百万円）に上ります。

○ 無申告者に対する調査の状況

<所得税>

項目	事務年度等			3事務年度 実地調査 (特別・一般)全体
	2事務年度	3事務年度	対前年比	
調査件数	83	133	160.2%	1,406
申告漏れ所得金額	2,425	2,910	120.0%	16,699
追徴税額	539	384	71.2%	3,333
1件当たり 申告漏れ所得金額	2,922	2,188	74.9%	1,188
1件当たり 追徴税額	650	289	44.5%	237

<消費税>

項目	事務年度等			3事務年度 実地調査 (特別・一般)全体
	2事務年度	3事務年度	対前年比	
調査件数	204	344	168.6%	1,050
追徴税額	537	862	160.5%	1,388
1件当たり 追徴税額	263	251	95.4%	132

5 消費税の輸出物品販売場制度の悪用事案に対する調査状況

- 消費税の輸出物品販売場制度を悪用し免税購入した物品を国内転売するような事案についても新たに調査を実施しています。

<消費税の輸出物品販売場制度を悪用した者に対する調査状況（即時徴収事案）>

- 令和3事務年度においては、3件の実地調査を実施しました。
- 即時徴収の対象となった税額の総額は2千5百万円に上り、1件当たりの税額は、838万円となっています。

(注) 輸出物品販売場制度における即時徴収とは、輸出物品販売場において免税対象物品を購入した非居住者が、その免税対象物品をその者が出国する日又は居住者となる日（基本的に入国後6か月以内）までに輸出しない（国外に持ち出さない）ときに、税関長（居住者となるケースにおいては税務署長）が、免除に係る消費税相当額を直ちに徴収すること、また、輸出物品販売場において免税対象物品を購入した非居住者が、その免税対象物品を譲渡したときに、税務署長が、免除に係る消費税相当額を直ちに徴収することをいいます。

○ 輸出物品販売場からの免税商品購入者に対する調査の状況

項目	事務年度		3事務年度
		件	
調査件数		件	3
追徴税額	百万円		25
1件当たり追徴税額	万円		838

Ⅲ 参考計表

○ 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位10業種

順位	業 種 目	1件当たりの 申告漏れ 所得金額	1件当たりの 追徴税額 (含加算税)	前 年 の 位 順
位		万円	万円	位
1	冷暖房設備工事	1,936	860	-
2	製図設計士	1,919	553	-
3	一般貨物自動車運送	1,445	440	-
4	清掃業	1,424	413	-
5	貨物軽車両運送	1,208	256	-
6	鉄骨、鉄筋工事	1,179	343	7
7	一般土木建築工事	1,151	319	2
8	水道衛生工事	1,079	316	10
9	左官工事	1,067	282	-
10	大工工事	971	288	11

- (注) 1 上記調査事績は、特別調査及び一般調査に基づく実施結果である。
- 2 「前年の順位」は、事業所得を有する個人の前年の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位20位に該当するものについて、その順位を記載している。